

(仮称)伊賀市・名張市消防指令センター総合整備設計業務委託 設計書

	数量	単位	単価(円)	金額(円)
①人件費				
現状及び要件の調査		人工		
打合せ		人工		
仕様書作成 (概要書、RFI、RFC、総合整備、保守、ネットワーク、無線接続)		人工		
図面作成 (既設機器、総合整備、保守、ネットワーク、無線接続)		人工		
設計書作成 (概算、総合整備、保守、ネットワーク、無線接続)		人工		
各種検討結果報告書作成		人工		
小計				
②経費				
交通費	66.0	回		
電子成果品作成費	1.0	式		
機械器具等損料	1.0	式		
小計				
③原価	1.0	式		
④管理費等	1.0	式		
計				
(消費税)				
合計				

(仮称) 伊賀市・名張市消防指令センター総合整備
設計業務委託仕様書

令和4年4月

伊賀市消防本部

第1章 総則

1 業務名

(仮称) 伊賀市・名張市消防指令センター総合整備設計業務委託

2 目的

本業務は、伊賀市及び名張市（以下「両市」という。）が個別に整備している消防指令システムを両本部が共同で高機能消防指令システムに更新整備するにあたり、機器の詳細及び機能仕様の決定並びに整備の具現化に必要な資料及び整備発注等に必要な仕様書等の作成を行うことを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、委託者である伊賀市（以下「本市」という。）と受託者との間で締結する（仮称）伊賀市・名張市消防指令センター総合整備設計業務委託において、両市が令和6年4月から運用開始を予定している（仮称）伊賀市・名張市消防指令センターに必要となる施設、設備の各種調査、検討、本市への助言及び設計業務に適用する。

4 業務対象施設

対象施設	伊賀市消防本部	10箇所
	名張市消防本部	4箇所
	三重県	3箇所

場所 伊賀市緑ヶ丘東町920番地ほか 別紙参照

5 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

6 事業予定年度

令和4年度	共同消防指令センター整備事業	設計業務
令和5年度	共同消防指令センター整備事業	整備業務

7 受託者の要件

- (1) 消防指令業務共同運用に向けての高機能消防指令システム（Ⅱ型以上）の実施設計業務を履行した実績
- (2) 平成24年度以降において、複数の高機能消防指令システム（Ⅱ型以

上) の実施設計業務を履行した実績

8 提出書類

受託者は、次表のとおり関係書類を提出すること。

提出書類	部数	提出時期
①業務実施計画書	3部	契約締結後、5日以内(休日を除く)
②業務体制表	3部	
③連絡体制表	3部	
④技術者届出書	1部	
⑤その他必要とする書類	必要数	適宜
⑥業務完了届	1部	業務完了時

9 留意事項

- (1) 受託者は、設計業務の遂行に伴い官公庁等に関する手続き及び協議が必要になった場合は、適宜、本市と協議して手続き及び協議を行うこととし、これらに必要となる経費は受託者が負担するものとする。
- (2) 受託者は、両市で開催する指令業務共同運用を検討する会議に必要な応じて出席し、状況等の説明を行うこと。

10 遵守事項

- (1) 受託者は、契約書及び本仕様書に基づき本市の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 受託者は、本契約に係る業務上知り得た秘密及び資料等に関する内容の一切を、履行期間終了後も他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり安全管理を怠らず、労働災害の防止に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務等の実施にあたって、次の関係諸法令等を遵守しなければならない。
 - ア 電波法（昭和25年法律第131号）、同法関連規則及び告示
 - イ 電波法関係審査基準
 - ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、同法関連規則及び告示
 - エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、同法施行令、同法関連規則及び告示
 - オ 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）

- カ 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）
- キ 道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路法（昭和27年法律第180号）、同法関連規則及び告示
- ク 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様
- ケ その他、本業務の実施にあたり必要な関連法規、条例、通知

11 技術体制

業務を円滑に進めるため、受託者は、管理技術者、照査技術者及び主任技師を配置し、主任技師を、原則、本業務の全ての打ち合わせ等に派遣すること。

また、管理技術者、照査技術者及び主任技師の兼務は認めない。

なお、管理技術者、照査技術者及び主任技師は、受託者との間に直接的かつ恒常的雇用関係にあることとし、履行期間の途中での交代は原則認めない。

（1）管理技術者

次のいずれかの資格を有し、かつ、高機能消防指令システム（Ⅱ型以上）の設計業務に本業務の受託者において技術者として従事した経験を有すること

- ・技術士（電気電子部門又は情報工学部門）
- ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（電気電子部門）

（2）照査技術者

次のいずれかの資格を有すること

- ・技術士（電気電子部門又は情報工学部門）
- ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（電気電子部門）

（3）主任技師

高機能消防指令システム（Ⅱ型以上）の設計業務に本業務の受託者において技術者または技師として複数回従事した経験を有すること

12 再委託

（1）再委託の禁止

本業務の全部を第三者に一括して委託してはならない。

（2）再委託の範囲

本業務の一部を第三者に委託できる範囲は、受託者が行う総合的な企画・調整等の適切な管理のもとで再委託の業務を進めることができる場合に限るものとする。この場合、再委託を行う理由及び範囲を明確に

し、あらかじめ書面により本市の承諾を得なければならない。

13 疑義

本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者が協議を行い対応を決定するものとし、付随して生じる打合せ内容に関する議事録等の書面については、受託者が作成し本市に提出すること。

第2章 設計業務

1 打合せ・協議

受託者は、本市と密接に連絡を取り、打合せ・協議については以下のとおり実施すること。

打合せは、特別な理由がない限り、対面とする。

打ち合わせの内容については受託者が記録し、議事録としてその都度提出すること。

打合せ等に参加する者は、受託者の社員等の証を示すこと。

打合せ名	内容	開催頻度
①当初打合せ	実施体制・計画の承認	業務着手時
②定例打合せ	進捗確認、課題の整理検討	月1回程度を想定
③臨時打合せ	早期に解決が必要な課題の検討	適時

2 調査検討

(1) 現地調査

本業務に関する施設について必要な机上調査及び現地調査を行い、機器装置等の設置、配管・配線工事、使用可能回線、非常電源、電源供給状況、指令台との接続、各建築物、基地局の空中線及びケーブル配管位置等を調査し把握すること。

(2) 各システムの要件調査

既設消防指令システム、消防救急デジタル無線システム、消防OAシステム及びシステム構築に必要な業務のデータの状況を把握するとともに、各システムの運用要件の決定に際し、資料を作成すること。

(3) 構造計算・劣化診断

新たな設備を設置することが予定された場合、現地調査及び机上の検討成果資料等に基づき、既存施設の継続的な使用が可能か検証を行うこと。

3 設計業務

(1) 設計の基本方針

- ア 指令センター、消防本部、消防署、分署、出張所等での運用について現状分析、現地調査を行い情報収集、整理すること。
- イ システムの冗長化、信頼性等の障害対策の検討を行うこと。
- ウ システム構成については、設備の小型化、省電力化、耐久性、耐災害性、経済性、耐障害性及び拡張性を考慮すること。
- エ 総務省消防庁等が示す消防防災分野のDXや総務省消防庁の検討会等の情報を収集し、最新の技術の導入を検討すること。
- オ 新旧システムの切り替えは、既設の消防指令システム、消防救急デジタル無線システム（車載端末を含む）及び消防OAシステムの機能を維持できる設計をすること。
- カ 既設の消防指令システム、消防救急デジタル無線システム、消防OAシステム及びシステム構築に必要な業務のデータを円滑に移行し、運用に影響がでないように設計すること。
- キ 新高機能消防指令システムで継続して使用する既設システムの機器との接続等の検討を行うこと。
- ク 保守・管理の簡便性、費用の低廉化についての検討を十分に行うこと。
- ケ セキュリティ対策を講じたネットワーク構成を検討すること。特に、提供可能な通信事業者の選定及び予備ルートを考慮した信頼性の高いネットワーク設計とすること。
- コ 次期システムへの移行作業について必要な事項の検討を行うこと。

(2) 機器装置の機能・仕様・構成の検討

- ア 両本部の部隊運用に適切な指令台の機能、条件、仕様及び構成並びに既設装置のデータ移行及び新規データの活用を検討すること。また、消防車両等に搭載する車載端末については、既設の搭載方法を把握し、必要な機器仕様で設計すること。
- イ 消防救急デジタル無線システムと指令台を接続する方法について検討すること。検討の際は、基本的な機能の維持を念頭に置くこと。
- ウ 両本部の消防OAシステムの再構築及び新高機能消防指令システムとの連携について検討すること。
- エ 伊賀消防署南分署に既設の無線基地局の移設について、基本的内容を検討すること。
- オ 伊賀市が使用する、防災関連機器及び事務関連機器の伊賀消防署へ

の移設について検討すること。

カ 名張市が使用する、消防救急デジタル無線システム、防災関連機器及び事務関連機器の指令センターへの移設について検討すること。

キ 名張市消防本部の指令業務関連機器の再配置等について検討すること。

(3) システム構成図の作成

前項までの検討結果を基に、消防指令システム、消防救急デジタル無線システム、消防OAシステム、関連システム及び通信回線全体の構成図を作成すること。

(4) 維持管理の検討

指令システム及び関連システムの維持管理の方法について、中間部分更新整備等の経年対応及び次期システムへの移行作業を含めて検討すること。また、指令センターの通信運搬費等のコストについても検討すること。

(5) 指令センター施設等の検討

高機能消防指令システムを設置するにあたり、指令室内の建築物の改修について検討すること。

(6) 災害対策室の検討

両市に設置する、消防本部災害対策室の機能及び設置機器等について検討すること。

(7) 調達競争性の検討

施設等を整備するにあたり調達の競争性を確保するため、本市が実施する予定の先進技術調査（RFI）及び意見招請（RFC）の支援を行うこと。

(8) 仕様書の作成

前項までの検討結果を基に、整備発注に必要な仕様書等を作成すること。なお、機器の仕様と併せて各拠点の配置位置も検討し、機器配置図を作成すること。

(9) その他、本市が必要とする業務

本設計業務中、本市が必要と判断した業務は、本市と受託者が協議の上、受託者が善意的に実施すること。

4 各種根拠資料の添付

設計図書を作成するに当たっては、準拠した規格、基準等を根拠資料として、添付すること。

5 設計書等

共同指令センター運用に必要な機器等の数量に基づき、新システムの構成、機能を考慮した整備費、中間部分更新整備を含む維持管理費及び整備に必要な機器の改修費等の算定を行い、設計書等を作成すること。

6 中間報告書

整備業務、保守業務、ネットワーク整備業務及び無線接続改修業務それぞれに係る費用の概算積算書及び業務の概要書を中間報告として取りまとめ、報告すること。

7 関係機関との協議、対応

東海総合通信局、名張市、電気通信事業者及びその他関係機関との協議及び質疑等についての資料を作成するとともに、必要に応じて同行し対応すること。これらに係る費用は、受託者の負担とする。

第3章 成果物等

1 成果物及び納期

本業務における成果物は紙媒体ファイルで4部、電子媒体で2部とし、下表のとおり提出すること。

成果物の取りまとめ方法は、本市の指示による。なお、本業務で作成した資料、データ等は全て本市に帰属し、本市の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

成果物名	内容	納期
中間報告書	各種業務委託発注概要書	令和4年8月25日
	費用概算積算書	
指令センター総合整備 業務委託設計書	発注仕様書	令和5年1月20日
	発注図面	
	設計書（指定様式）	
指令システム保守業務 委託設計書	発注仕様書	令和5年1月20日
	発注図面	
	設計書（指定様式）	
ネットワーク整備業務	発注仕様書	令和5年3月24日

委託設計書	発注図面	
	設計書（指定様式）	
無線接続改修業務委託設計書	発注仕様書	令和5年3月24日
	発注図面	
	設計書（指定様式）	
設計業務報告書	業務概要の報告書	令和5年3月31日
各種調査検討報告書	調査・検討書、計算書、計画書、図面等	適宜
その他	本市の指示による	適宜

2 支払い要件

本業務の支払いは一括払いとし、受託者は業務完了後すみやかに業務完了届を提出し、本市が実施する検査に合格した日以降に請求すること。支払いについては適正な請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。

3 資料の貸与

両市は、本業務を実施するにあたり必要な資料を受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与された図書及びその他関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに本市に返却するものとし、貸与された図書及びその他の関係資料を丁寧に扱うこと。また、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

別紙

業務対象施設

消防本部	施設	住所
伊賀市消防本部	指令センター	伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地
	消防本部	
	伊賀消防署	
	伊賀消防署島ヶ原分署	伊賀市島ヶ原 5891 番地 2
	伊賀消防署西分署	伊賀市治田 3547 番地 21
	伊賀消防署東分署	伊賀市下柘植 734 番地 1
	伊賀消防署阿山分署	伊賀市馬場 1128 番地 2
	伊賀消防署大山田分署	伊賀市平田 644 番地 1
	伊賀消防署南分署	伊賀市青山羽根 41 番地 1
	伊賀消防署丸山分署	伊賀市下神戸 1232 番地
名張市消防本部	消防本部	名張市鴻之台 1 番町 2 番地
	名張消防署	
	名張消防署桔梗が丘分署	名張市桔梗が丘 6 番町 1 街区 131 番地 3
	名張消防署つつじが丘出張所	名張市つつじが丘南 7 番町 36 番 3
三重県	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802
	伊賀中継所	伊賀市土橋 1229-2
	名張中継所	奈良県山辺郡山添村毛原 1723